

徳島県規則第六十八号

火薬類取締法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年七月十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

火薬類取締法施行細則の一部を改正する規則

火薬類取締法施行細則（昭和六十三年徳島県規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「」を「」に改める。

第四条第一号中「第九条」を「第八十一条の十四」に、「毎月」を「毎年度」に改め、同条第二号中「第九条」を「第八十一条の十四」に改め、同条第三号中「第十二条」を「第八十一条の十四」に、「毎月」を「毎年度」に改め、同条第四号中「第十二条」を「第八十一条の十四」に改め、同条第五号中「第十四条」を「第八十一条の十四」に改め、同条第六号中「第三十四条」を「第八十一条の十四」に、「毎月」を「毎年度」に改め、同条第七号中「第三十四条」を「第八十一条の十四」に改め、同条第八号を削り、同条第九号中「様式第八号」を「様式第七号」に改め、同条第十号中「様式第九号」を「様式第八号」に改め、同条第十一号及び第十二号を削り、同条第十三号中「第八十三条」を「第八十一条の十四」に、「様式第十二号」を「様式第九号」に改め、同条第十号とし、同条第十四号中「第四十六条第二項」を「第八十一条の十四」に改め、同条第十一号とし、同条第十五号中「第四十八条第三項」を「第八十一条の十四」に改め、同条第十二号とし、同条第十六号中「第五十六条の六」を「第八十一条の十四」に、「毎月」を「毎年度」に、「様式第十三号」を「様式第十号」に改め、同条第十三号とし、同条第十七号中「第六十五条第二項」を「第八十一条の十四」に改め、同条第十四号とし、同条第十八号を削り、同条第十九号中「第六十七条の二第一項」を「第六十七条の二」に、「様式第十五号」を「様式第十一号」に改め、同条第十五号とし、同条第二十号中「様式第十六号」を「様式第十二号」に改め、同条第十六号とし、同条第二十一号中「様式第十七号」を「様式第十三号」に改め、同条第十七号とし、同条第二十二号を削り、同条第二十三号中「様式第十九号」を「様式第十四号」に改め、同条第十八号とし、同条第二十四号中「様式第二十号」を「様式第十五号」に改め、同条第十九号とし、同条第二十五号中「様式第二十一号」を「様式第十六号」に改め、同条第二十号とする。

第五条第一号中「第十六条第三号ト」を「第十六条第三号ハ」に、「同条第四号ハ」を「同条第四号ホ」に、「様式第二十二号」を「様式第十七号」に改め、同条第二号中「様式第二十三号」を「様式第十八号」に改める。

第六条中「、第九号、第十号、第十三号」を削り、「第十五号」を「第十二号」に、「第十七号」を「第十四号」に改める。

様式第三号中「罫9罫」を「罫8→罫の14」に改める。

様式第五号中「罫12罫」を「罫8→罫の14」に改める。

様式第六号中「罫34罫」を「罫8→罫の14」に改める。

様式第七号を削り、様式第八号を様式第七号とし、様式第九号を様式第八号とする。

様式第十号及び様式第十一号を削る。



の規定により提出されている書類は、改正後の火薬類取締法施行細則（以下「新規則」という。）の相当規定により提出された書類とみなす。

3 この規則の施行の際現に備えられている旧規則の規定による帳簿は、新規則の相当規定による帳簿とみなす。